

主な交通違反の種別	違反点数	反則金額	ATU共済給付金額	
速度超過30km以上(罰金刑)	6		18,000	
速度超過25km以上30km未満	3	18,000	18,000	
速度超過20km以上25km未満	2	15,000	15,000	
速度超過15km以上20km未満	1	12,000	12,000	
速度超過15km未満	1	9,000	9,000	
遮断踏切立入り	2	12,000	12,000	
信号無視(赤色等)・通行区分違反・追越し違反 横断歩行者等妨害等・安全運転義務違反	2	9,000	9,000	
踏切不停止等・高速自動車国道等車間距離不保持 信号無視(点滅)・通行禁止違反・法定横断等禁止違反	2	7,000	7,000	
指定場所一時不停止等 指定横断等禁止違反・進路変更禁止違反・割り込み等	1	6,000	6,000	
指定通行区分違反・交差点優先車妨害・通行帯違反 交差点右左折方法違反	1	4,000	4,000	
ブルー免許更新(3年・5年)			3,000	
ゴールド免許更新			10,000	
ゴールド免許更新(70歳以上)			3,000	
放置駐車違反(駐停車禁止場所等)	3	18,000	給付無し	
放置駐車違反(駐車禁止場所等)	2	15,000	給付無し	
駐停車違反(駐停車禁止場所等)	2	12,000	給付無し	
駐停車違反(駐車禁止場所等)	1	10,000	給付無し	
携帯電話使用等(交通の危険)	2	9,000	給付無し	
携帯電話使用等(保持)	1	6,000	給付無し	
交通事故の種別(被害の大小)	加害者責任	事故付加点数	刑事処分(参考・目安)	ATU共済給付金額
死亡事故(過失によるもの)	重い	20	懲役刑(7年以下)若しくは禁錮刑	給付無し
	軽い	13		
治療期間3か月以上の重傷事故、 又は特定の後遺障害が伴う事故	重い	13	懲役刑(7年以下)若しくは禁錮刑 又は罰金刑1,000,000以下	罰金額の70%を給付
	軽い	9		
治療期間30日以上3か月未満の重傷事故	重い	9	罰金刑300,000~1,000,000	罰金額の70%を給付
	軽い	6		
治療期間15日以上30日未満の軽傷事故	重い	6	罰金刑200,000~ 500,000	罰金額の70%を給付
	軽い	4	罰金刑150,000~ 200,000	罰金額の70%を給付
治療期間15日未満の軽傷事故、 又は建造物損壊事故	重い	3	罰金刑200,000~ 300,000	罰金額の70%を給付
	軽い	2	罰金刑120,000~ 150,000	罰金額の70%を給付

他労組の皆さんにATU東京共済(自交総連東京地連組合員共済)のご案内

上の表からも明らかのように、事故・違反に対する厳罰化の流れから、罰金・反則金の金額は高額なものとなっています。特に事故の場合、検察からの出頭要請に応じ、略式起訴・略式命令によって罰金額が決定してしまいます。

ATU東京共済は安全輸送を確立する観点から、今日の厳しい交通事情のなかで、万一事故・違反を起こした場合の、経済的な負担を少しでも軽減する相互扶助を目的として、自交総連東京地連が管理・運営する共済制度です。

右表は事故の罰金額に対する給付金額・実質自己負担金額を一覧にしたものですが、東京地連での昨年の給付実績は、490,000(2件)、280,000(2件)、210,000(3件)、140,000(2件)でした。

罰金・反則金納付後の共済金給付となりますので、一時的には全額を負担して頂くこととなりますが、申請から2週間程度で給付されますので、万一の時に安心です。(反則金100%、罰金70%給付)

罰金・反則金に対する給付は、年間(9月1日~8月31日)2回までです。また、免許証更新時にも免許証の種類に応じて、上の表にある補助金が給付されます。駐車違反・携帯電話での共済金給付はありません。

貴方は万一の時に、1,000,000・700,000・500,000という高額の罰金を、全額負担することができそうですが…!?

この共済制度は、自交総連Km労働組合の組合員だけの特典です。

事故後・違反後に加入しても、共済金の給付は受けられません。

詳細についてのご相談は、お気軽に台東支部事務所までいらしてください

罰金額	給付金額	自己負担額
1,000,000	700,000	300,000
900,000	630,000	270,000
800,000	560,000	240,000
700,000	490,000	210,000
600,000	420,000	180,000
500,000	350,000	150,000
400,000	280,000	120,000
300,000	210,000	90,000
200,000	140,000	60,000
150,000	105,000	45,000
120,000	84,000	36,000

前代未聞、前副委員長の除籍処分!!

常識の通じない、究極の非常識人間のその後…!!

中島前副委員長が除籍処分となつてから、4か月が経過しました。

未だに中島は「辞

任していかない」と主張し、除籍処分の無効を訴えようとしてくるようで、「質問状」なる文書が一部に出回っていたようですので、この問題を整理します。

まず、これまでの中島の言動を、以下にまとめます。

① 3月6日、自ら辞任すると明言し、早川東京地連副委員長・片岡南部ハイタク共闘会議議長同席の臨時執行委員会を一方的に退席した
 ② 3月9日、春闘集団要求提出日に無断欠席した
 ③ 執行委員会を招集する立場にありなが

ら、執行委員会を一度も招集せず、執行委員会に対して公式な場面での辞任撤回はなし

④ 東京地連・南部ハイタク共闘会議に対しても辞任撤回の意思表示はなし

⑤ 3月6日〜4月末日まで副委員長としての活動実績はゼロで、会社に対して執行部批判と、「辞任していかない」との主張を繰返し、執行部の機能を停止させた

⑥ 以上①〜⑤の経緯によって、執行体制に空席を生じさせ、会社には交渉拒否の口実を与え、本年度春闘交渉を2か月以上(4か月弱)空転させたため、Km労働組合規約に基づいて統制委員会を開催し、除籍処分とした

除籍処分についての事後承認を第20回定期大会の議案にすることは、処分通知の文書で「質問状」の2か月以上前に、全組合員に告知しています。本人を含めて2か月間、執行部に対して臨時大会開催要請は、誰一人としてありませんでしたので、「質問状」

が出てきた時期も遅過ぎますし、趣旨も目的も明確ではなく疑問です。

中島を救済しようとして署名集めに協力した人達は、上記のようなKm労働組合の機能停止によって、Km労働組合・組合員に迷惑をかけたことを全く問題とは思わず、中島の立場の方が大事だと考えているのでしょうか…!?

【今後の日程】

- 9月25日 12:30 南部ハイタク共闘会議
- 9月26日 10:00 東京地連 第125回定期大会
- 9月27日 10:00 東京地連 第125回定期大会
- 9月28日 10:00 Km労働組合 第17回執行委員会
- 10月 6日 10:00 南部ハイタク共闘会議総会
- 10月 6日 11:30 台東支部 支部委員会
- 10月10日 14:00 大手4労連絡会
- 10月16日 13:00 自交総連 第35回定期大会
- 10月17日 13:00 自交総連 第35回定期大会
- 10月20日 10:30 Km労働組合 第20回定期大会
- 10月22日 6:00 東京地連 海釣り大会
- 10月31日 秋季年末闘争要求提出
- 10月31日 組合旗掲揚
- 11月11日~12日 宮城被災者支援餅つき大会
- 11月13日 秋季年末闘争回答指定日
- 11月15日 11・15自交総連霞が関中央行動
- 11月20日 10:00 南部未組織宣伝行動
- 11月20日 13:30 東京地連 第1回単組代表者会議
- 12月 2日~ 3日 東京地連 春闘泊り込み討論集会
- 12月18日 13:00 東京地連 第2回単組代表者会議

Km労働組合 第20回定期大会

日時:2012年10月20日(土) 10:30~
 会場:千代田区万世橋区民会館

交通費・昼食(弁当)を支給します。
 たくさんの方の出席をお願いします。
 後日、出席票・委任状の提出をお願いします。

交通

- JR秋葉原駅電気街口から徒歩3分
- 東京メトロ日比谷線秋葉原駅から徒歩7分
- 都営新宿線小川町駅から徒歩7分
- 東京メトロ丸の内線淡路町駅から徒歩7分
- 東京メトロ銀座線神田須田町口から徒歩5分

